

正 誤

ページ 行 誤 正

令和五年四月十四日法務省告示第九十五号（出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件の一部を改正する件）
（原稿誤り）

六下	改正後欄	第四十五号若	第四十五号、
五	改正前欄	若しくは第五十二号	第四十七号若しくは第五十二号
五	改正前欄	若しくは第四十五号	第四十五号若しくは第四十七号